## 2 板橋宿不動通り地区景観形成重点地区の指定による 景観計画変更(案)について

#### (1) これまでの取組

平成 29・30 年度の 2 年間にわたり、商店街や地域にお住まいの方と一緒に 勉強会で話し合いを行い、将来めざしたいまちの景観イメージや方向性を定め、 地区全体の景観まちづくりを推進するための計画(勉強会としての地区のまち づくりへの思いの集大成)として『板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン (素案)』(以下、「プラン」という。)を作成した。

その後、令和元年 6 月に商店街からプランの提案を受けるとともに、本地区 を景観形成重点地区に指定するよう要請を受けたところである。

ついては、板橋宿不動通り地区を景観形成重点地区に指定するため、板橋区 景観計画変更(案)の記載内容(たたき台・別紙1)を検討した。

#### (2) 対象区域

旧中山道沿いの板橋宿不動通り商店街で、国道 17 号線から王子新道までの間の道路から、20m の範囲を対象区域とします。

なお、対象区域内に敷地の一部が含まれる場合には、その敷地全体が対象区域に含まれるものとします。



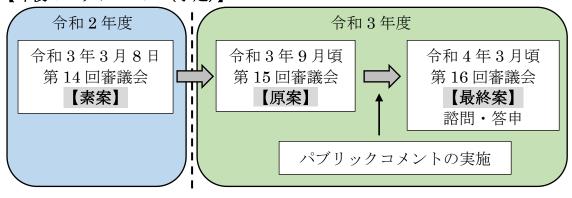
#### 【参考】景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについて

- ・板橋区景観計画では、今後、景観形成重点地区として取り組んでいく候補として、以下の4地区が挙げられており、順次地域のまちづくりの機運などを踏まえて、追加指定に向けた取り組みを行っていくことになっている。
- ・このうち、加賀一・二丁目地区及び常盤台一丁目・二丁目地区は、既に景観 形成重点地区に指定されており、景観計画策定当初からある「板橋崖線軸地 区」、「石神井川軸地区」と合わせて、現在、景観形成重点地区は4地区ある。
- ・板橋宿不動通り地区を 5 地区目の景観形成重点地区として指定するため、景観計画を変更する。

#### ■景観形成重点地区(候補地区)

景観形成重 点地区候補 地区	道路、河川、公園などの板橋区の軸となる都市施設を含んでいる地域	今後、板橋 区の顔とな りうる地域	地域のまち づくり機運 の高い地域	備考	その他
加賀一・二丁目地区	〇 (石神井川)		0	加賀まちづく り協議会の活 動	平成 26 年 1 月景観形 成重点地区 指定
常盤台一丁 目・二丁目 地区		○ (常盤台)	0	ときわ台しゃ れ街協議会の 活動	平成 26 年 8 月景観形 成重点地区 指定
板橋宿不動 通り地区	〇 (旧中山道)	〇 (板橋宿)		板橋宿不動通 り道路改善事 業	令和3年度 に景観形成 重点地区指 定予定
赤塚公園及 び赤塚公園 周辺地区	〇 (赤塚公園)	○ (崖線)		赤塚地区のま ちづくり	

#### 【今後のスケジュール(予定)】



## 板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン(素案)における景観形成の方向性と、板橋区景観計画における景観形成の方針との関係性

将来のまちの 景観の方向性 (プラン P. 10)	テーマ別の 7 つの方向性 (プラン P. 11)	板橋区景観計画における景観形成の方針(たたき台)		視点	取り組み事例
	歴史の積層を 物語るレトロな景観		旧中山道板橋宿の歴史・文化的資源を大切にし、生かした景観の 形成を図る。	守る	レトロ建築や看板建築の保全・ 活用など
ちよ	板橋宿の歴史を	旧中山道板橋宿の歴史・文化的資源を 生かした風情ある街並み景観の形成	旧中山道板橋宿のまちのスケール感に配慮し、歴史・文化的資源 と調和した景観の形成を図る。	馴染ませる	宿場町から続く商店の間口や 軒高の統一など
クレ	伝える景観		旧中山道板橋宿としての落ち着いた印象のデザインや色彩により、風情ある街並み景観づくりを進める。	創る	伝統色や自然素材、地域で昔から慣用されてきた色彩など
と寄っ	人が集い賑わいが		気軽に人が立ち寄り、自然とにぎわいが生まれるよう、通りに面 する部分に歩行者に憩いの場を提供するよう努める。	個店	店先のベンチなどのちょっと 休めるスペースなど
て	溢れる景観 商店が連なる	公共空間と一体となった人が集い にぎわいのある商店街景観の形成	商店街としての街並みやにぎわいが連続するよう、公共空間と周辺の建築物や緑、屋外広告物など、つながりに配慮した景観の形成を図る。		壁面位置や軒高、広告物の高さの統一など
って	まちなみ景観		商店街の魅力を楽しめる場所やオープンスペースの設置に努め、 まち歩きや散策を楽しめる工夫をするなど、歩行者の回遊性を高 めるよう努める。	回遊性	商店街イベント (朝市)、観光・ 歴史サインなど
板	ほっとする 心地よい景観	かつての宿場町としてのたたずまい	通りに面する部分や店先など、身近なところから緑を育て、うる おいのある景観づくりを進める。	緑	店先に和を取り入れた小さな 緑など
板橋宿	もてなしが	を大切にし、訪れた人が懐かしさやや	宿場町らしさに配慮した温かみのある夜間景観の形成に努める。	照明	温かみのある電球色や店先の 暖色系のあかりなど
		訪れた人が懐かしさややすらぎを感じられるよう、かつての宿場 町としてのたたずまいの演出に努める。	テイスト	暖簾や日除け幕、木製看板など	

●──→: 表現を引用して、基準としている。

--▶: 表現を引用していないが、他の基準 の中で同等の内容の指導が可能 -| 青字: 最終的には記載しないもの | 赤字: プランに基づいた独自の基準 | 黒字: 一般地域の基準から引用

(一部、他の重点のもの)

板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン(素案)における 板橋区景観計画における景観形成基準(たたき台) 板橋宿不動通り地区 景観まちづくりルール (案) 【プラン P. 15】 旧中山道の道幅に合ったスケールを意識し、壁面位置や軒 区分 景観形成基準 の高さの連続性に配慮します。 【公共空間への配慮】 配置 ・道路などの公共空間に隣接する建築物は、公共空間側へオープンスペ 道路、公園などの公共空間に隣接する建築物は、公共空間 一スを設けるなど、公共空間と一体となった街並みの形成に配慮する。 側へオープンスペースを設けるなど、公共空間と一体となっ 配置 【歴史・文化的資源、自然等への配慮】 た街並みの形成に配慮します。 敷地内や周辺に、歴史的な遺構や残すべき景観資源がある場合は、こ 敷地内や周辺に、歴史的な遺構や残すべき景観資源がある れらを極力保全するとともに、これらを生かした建築物の配置とする。 場合は、これらを極力保全するとともに、これらを生かし ◆ 【壁面の位置の配慮】 た建築物の配置とします。 ・旧中山道の道幅に合ったスケールを意識し、壁面の位置の連続性や適 切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。 【にぎわいづくりへの貢献】 ・街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が 滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建築物の1 階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する建築物の配置に努め る。 旧中山道を歩く歩行者からの見え方に配慮し、周辺の建築 区分 景観形成基準 物の高さ・規模との調和を図ります。 高さ 【公共空間からの眺めへの配慮】 ・旧中山道を歩く歩行者からの見え方に配慮し、周辺の建築物の高さ・ 規模 規模との調和を図る。 【周辺景観との調和】 ・街並みとの連続性に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。

→:表現を引用して、基準としている。

- ▶: 表現を引用していないが、他の基準 の中で同等の内容の指導が可能

青字: 最終的には記載しないもの 赤字:プランに基づいた独自の基準

黒字:一般地域の基準から引用 (一部、他の重点のもの)

## 板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン(素案)における 板橋宿不動通り地区 景観まちづくりルール (案) 【プラン P. 15】

低層部では、宿場町の面影が感じられる街並みの連続性に 配慮します。

高層部は、落ち着いた色彩やデザインとし、極力目立たな いように配慮します。

形態・意匠 1.2 階は、商店街との連続性に配慮したしつらえとします。

店舗入口は、宿場町らしいしつらえとなるよう努めます。

瓦屋根や格子板など、和風の意匠を用いて宿場町の統一感 を出すよう努めます。

## 板橋区景観計画における景観形成基準(たたき台)

## 区分 形態

意匠

#### 景観形成基準

#### 【周辺の建築物等との調和】

- ・形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との 調和を図る。
- ▶・街並みの連続性、店舗としての連続性に配慮する。
- ・周辺に、歴史的な遺構や残すべき景観資源がある場合は、これらの地 域資源と調和した形態・意匠、色彩とする。
- ・ 低層部では、宿場町らしさが感じられる街並みの連続性に配慮する。
- \*・高層部は、落ち着いた色彩やデザインとし、極力目立たないように配

#### 【街前みへの圧迫感の軽減】

・外壁は、長大で単調な壁面となることを避けるなど、街並みに圧迫感 を与えないように配慮した形態・意匠とする。

#### 【周辺景観、公共空間との調和】

- ・旧中山道からの見え方に配慮した形態・意匠、色彩とする。
- 【周辺の景観との調和に配慮した材料の活用】
- ・外壁には、反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用するこ とを避けるとともに、歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには、 伝統的な材料、石や木等の素材感のある材料を用いるよう努める。

#### 【にぎわいづくりへの貢献】

・街並みやにぎわいが連続するよう店舗の連続性に配慮するとともに、 店舗・事務所にあっては開口部やショーウィンドウを設置するなど、 にぎわいや宿場町らしさに配慮した形態・意匠とする。

★:表現を引用して、基準としている。

- ▶: 表現を引用していないが、他の基準 の中で同等の内容の指導が可能

青字: 最終的には記載しないもの 赤字:プランに基づいた独自の基準

黒字:一般地域の基準から引用 (一部、他の重点のもの)

## 板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン(素案)における 板橋宿不動通り地区 景観まちづくりルール (案) 【プラン P. 15】

伝統的に用いられてきた和の建材と類似する暖かく落ち着 いた色彩を基調とします。

色彩

外壁の仕上げは、出来るだけ昔ながらのものを使用するよ う努めます。

外壁と広告物の色彩の調和に配慮します。、

区分が「駐車場などの付属物」の方で、景観形成基準に反映 (資料 2 P.6)

## 板橋区景観計画における景観形成基準(たたき台)

色彩

基本色)

色)

(強調

#### 【周辺の建築物等との調和】

(外壁 ★・伝統的な材料を用いるなど、温かく落ち着いた色彩を基調とし、下表 の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

景観形成基準

外壁基本色		強調色 <sup>※1</sup>			
色相	明度	彩度	色相	彩度	
0D 4 0VD	4以上8.5未満の場合	4 以下	0D 4 0VD	4 1	
0R~4.9YR	8.5 以上の場合	1.5 以下	0R~4.9YR	4 以下	
5.0YR $\sim$	4以上8.5未満の場合	6 以下	5.0YR $\sim$	CIVIT	
5.0Y	8.5 以上の場合	2 以下	5.0Y	6 以下	
その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下	その他	2 以下	

(日本<mark>産業</mark>規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)

※1 強調色:外壁各面の1/5以下で使用可能とする

※注 自然素材(木材や石材、土など)については、別途協議を行うものとする

(アクセ ント色)

・アクセント色を使用する場合にあっては、下表の色彩基準に適合する とともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケ ール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とし、地域の 良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。

区分	色彩基準		
面積の上限	・外壁各面の 12m以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。		
節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよ う配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。		
使用場所※2	・建物中低層部である 12m以下 の部分で用いる。		
色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。		
	アクセン	卜色	
	色相	彩度	
彩度の	0.0R~5.0Y	彩度 8 以下	
上限**2	5.0Y~5.0G	彩度 6 以下	
	その他の色相	彩度 4 以下	
	 (日本 <mark>産業</mark> 規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)		

- ※2 ただし、区が認める場合にはこの限りではない。
- ・上記のほか地域性を考慮し、商店街としてのにぎわいの演出に努める とともに、宿場町らしさが感じられる色彩計画を行う。

► - - ►: 表現を引用していないが、他の基準の中で同等の内容の指導が可能

青字:最終的には記載しないもの 赤字:プランに基づいた独自の基準

黒字:一般地域の基準から引用 (一部、他の重点のもの)

#### 板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン(素案)における 板橋区景観計画における景観形成基準(たたき台) 板橋宿不動通り地区 景観まちづくりルール (案) 【プラン P. 15】 区分 景観形成基準 出来るだけ店頭に小さな緑を置きます。 【周辺景観に調和した緑化】 公開 新築の建物は、出来る限り植え込みをつくります。 空地 (緑化) 宿場町や街道のイメージを伝えられるよう植栽を工夫します。▲ ・敷地内は植え込みをつくるなど、できる限り緑化を図るとともに、通 公開空地 マンションは、入口部分や塀などの外構を和風とするなど、 りに面する部分や角地、玄関周りの緑化を図り、沿道にうるおいのあ 外構 宿場町や街道のイメージに配慮した外構とします。 る街並み景観の形成に努める。 外構 緑化 ▶・緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る マンションや店先には、にぎわいに配慮し、ベンチを設置 緑化等 とともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 するなど工夫します。 【公開空地・外構デザインの工夫】 ベンチなどを設置する際には、プランターなどの緑を組み (オープンスペース・外構) 合わせて、うるおいのあるちょっと休める空間をつくるよ ▲ ・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷 う努めます。 地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 ・入口部分や塀などの外構を和風とするなど、宿場町らしさに配慮した 外構となるよう努める。 ・公開空地等のオープンスペースを設ける場合や<mark>敷地内の通りに面す</mark> る空間には、にぎわいある街並みの演出に配慮し、うるおいのある憩 いの場となるよう、植栽やベンチ等のアメニティ施設の設置等による 工夫を図る。 (その他) ・敷地接道部分に塀や垣・柵を設ける場合は、道路境界線からこれらを 後退させたり、地盤面からの高さを低くし敷地内外からの見通しを確 保するなど、通りへの圧迫感を軽減するよう努める。

●──→: 表現を引用して、基準としている。

| ◆ - - >: 表現を引用していないが、他の基準 の中で同等の内容の指導が可能

青字:最終的には記載しないもの 赤字:プランに基づいた独自の基準

------

| 黒字:一般地域の基準から引用 | (一部、他の重点のもの)

	宿不動通り地区景観まちづくりプラン (素案) における 不動通り地区 景観まちづくりルール (案) 【プラン P. 16】	板橋区景観計画における景観形成基準(たたき台)
駐車場など の付属物	よう努めます。 室外機などの設備機器が、やむを得ず外から見える場合は 木質系ルーバーなどでカバーするなど工夫します。 自動販売機を設置する場合は、落ち着いた色彩とし、目隠 しをするなど街並みとの調和に配慮します。	区分 景観形成基準 駐車場 【公共空間への配慮】 (、駐車場や駐輪場、自動販売機、空調室外機、ごみ置き場などの付属施設) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
照明	店先に暖色系のあかりを置くなど、夜を演出する照明に配慮します。 店舗の照明は温かみのある電球色を基本とします。	・屋根・屋工に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲がら の見え方に配慮する。 ・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。 【周辺の土地利用に配慮した照明】
位置 色彩 素材 素示	新規に設置する看板類は、伝統色を使用するよう努めます。	・点滅する光源や色の変化など、過度な照明は避けるように努める。 【夜間照明の配慮】 (照明等)     ・1 階部分に店舗・事務所等を配置する場合は、夜間に暗くならないようライトアップするなど、夜間景観にも配慮した形態・意匠とする。     ・店舗の照明は温かみのある電球色を基本とし、店先に暖色系のあかりを置くなど、良好な夜間景観の演出に努める。 【周辺景観に配慮した屋外広告物】 (屋外広告物)     ・看板などの屋外広告物は、デザインの統一を図るとともに、周辺の看板などの高さ、位置を揃えるなど、まとまりのある街並みの形成に努める。     ・宿場町らしさに配慮し、落ち着いた印象を与えるデザインとする。     ・外壁の色彩との調和に配慮する。
色彩	伝統的に用いられてきた和の建材と類似する遅かく落ち着いた色 区分が「色彩」の方で、景観形成基準に反映 (資料2 P.4) するよう努めます。	

# 板橋区景観計画

板橋宿不動通り地区景観形成重点地区指定に伴う板橋区景観計画変更箇所追加版

## (変更案のひな形)

板 橋 区

令和〇年〇月

#### 〇. 〇. 〇 景観形成の方針(景観法第8条第3項)

板橋宿不動通り地区の特性を生かした良好な景観の形成を図るため、板橋区 全域の景観形成の基本方針に加えて遵守すべき、地区独自の景観形成の方針を 以下に示します。

#### 【板橋宿不動通り地区の景観形成の方針】

- ・旧中山道板橋宿の歴史・文化的資源を生かした風情ある街並み景観の形成
  - ▶旧中山道板橋宿の歴史・文化的資源を大切にし、生かした景観の形成を図る。
  - ➤旧中山道板橋宿のまちのスケール感に配慮し、歴史・文化的資源と調和した景観の 形成を図る。
  - ➤旧中山道板橋宿としての落ち着いた印象のデザインや色彩により、風情ある街並み 景観づくりを進める。
- ・公共空間と一体となった人が集いにぎわいのある商店街景観の形成
  - ➤気軽に人が立ち寄り、自然とにぎわいが生まれるよう、通りに面する部分に歩行者 が憩える場を提供するよう努める。
  - ▶商店街としての街並みやにぎわいが連続するよう、公共空間と周辺の建築物や緑、 屋外広告物など、つながりに配慮した景観の形成を図る。
  - ▶商店街の魅力を楽しめる場所やオープンスペースの設置に努め、まち歩きや散策を 楽しめる工夫をするなど、歩行者の回遊性を高めるよう努める。
- ・かつての宿場町としてのたたずまいを大切にし、訪れた人が懐かしさややすら ぎを感じられる景観の形成
  - ➤ 通りに面する部分や店先など、身近なところから緑を育て、うるおいのある景観づくりを進める。
  - ➤宿場町らしさに配慮した温かみのある夜間景観の形成に努める。
  - ➤訪れた人が懐かしさややすらぎを感じられるよう、かつての宿場町としてのたたず まいの演出に努める。

### 〇. 〇. 〇 届出対象行為と届出規模(景観法第8条第2項第2号)

板橋宿不動通り地区における届出対象行為とその規模は、以下に示す通りとします。

表〇一〇 板橋宿不動通り地区における届出対象行為と届出規模

種別	届出対象行為	届出規模
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しく は模様替、色彩の変更又は景観計画の基 準に適合していない物件の同色の塗替	規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 ただし、以下に該当するものを除く 1)工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、 改築、移転又は外観の模様替若しくは色 彩の変更
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、色彩の変更又は景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替【対象となる工作物】 ・煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔又は物見塔その他これらに類するもの* ・昇降機、ウォーターシュート又はコースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設又は自動車車庫(建築物である物を除く)その他これらに類するもの	規模に関係なく、対象地域内のすべての行為
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)	開発区域面積 500 ㎡以上
土地の 造成	墓地、資材置き場又は駐車場の造成	【墓地や資材置き場】 規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 ただし以下に該当するものを除く 1)建設工事等に伴う一時的な仮置き 【駐車場】 収容能力 20 台以上の自動車駐車場 ただし以下に該当するものを除く 1)建築物に付属する駐車場
堆積	屋外における土石、廃棄物又は再生資源 その他の物件の堆積	規模に関係なく、対象地域内のすべての行為 ただし、以下に該当するものを除く 1) 堆積の期間が 90 日を超えないもの

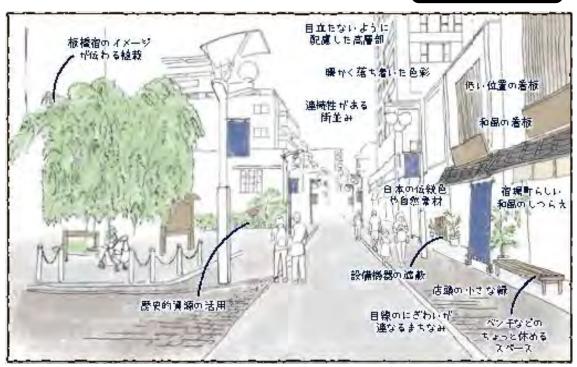
<sup>※</sup> 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規程する電気事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第1項第5号に規程する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

#### 〇. 〇. 〇 景観形成基準 (景観法第8条第2項第2号)

#### (1) 板橋宿不動通り地区における景観形成の考え方

板橋宿不動通り地区においては、地元住民や商店街が区と協同で「板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン (素案)」を策定しました。それを基礎とし、将来のまちの景観の方向性をちょっと寄ってって 板橋宿と定め、ちょっと寄ってみたくなる景観・板橋宿の面影を感じさせる景観を目指した景観の形成を進めます。

#### 景観形成のイメージ



図〇一〇 板橋宿不動通り地区における景観形成の考え方



電線地中化・美装化



店先の小さな緑



由緒ある建物



歷史的資源



街路樹や広場の緑



木製看板

## (2) 景観形成基準

## ① 建築物の建築等・工作物の建設等

区分	景観形成基準
配置	<ul> <li>・道路などの公共空間に隣接する建築物は、公共空間側へオープンスペースを設けるなど、公共空間と一体となった街並みの形成に配慮する。</li> <li>・敷地内や周辺に、歴史的な遺構や残すべき景観資源がある場合は、これらを極力保全するとともに、これらを生かした建築物の配置とする。</li> <li>・旧中山道の道幅に合ったスケールを意識し、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。</li> <li>・街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建築物の1階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する建築物の配置に努める。</li> </ul>
高さ ・	・旧中山道を歩く歩行者からの見え方に配慮し、周辺の建築物の高さ・規模との調和を図る。
規模	・街並みとの連続性に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。
形態	・形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を 図る。
意匠	<ul> <li>・街並みの連続性、店舗としての連続性に配慮する。</li> <li>・周辺に、歴史的な遺構や残すべき景観資源がある場合は、これらの地域資源と調和した形態・意匠、色彩とする。</li> <li>・低層部では、宿場町らしさが感じられる街並みの連続性に配慮する。</li> <li>・高層部は、落ち着いた色彩やデザインとし、極力目立たないように配慮する。</li> <li>・外壁は、長大で単調な壁面となることを避けるなど、街並みに圧迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。</li> <li>・旧中山道からの見え方に配慮した形態・意匠、色彩とする。</li> <li>・外壁には、反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することを避けるとともに、歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには、伝統的な材料、石や木等の素材感のある材料を用いるよう努める。</li> <li>・街並みやにぎわいが連続するよう店舗の連続性に配慮するとともに、店舗・事務所にあっては開口部やショーウィンドウを設置するなど、にぎわいや宿場町らしさに配慮した形態・意匠とする。</li> </ul>

#### 区分 景観形成基準 ・伝統的な材料を用いるなど、温かく落ち着いた色彩を基調とし、下表の色彩 色彩 (外壁 基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 強調色※1 基本色) 外壁基本色 (強調色) 色相 明度 彩度 色相 彩度 4以上8.5未満の場合 4 以下 $0R\sim4.9YR$ 0R~4.9YR 4以下 8.5 以上の場合 1.5 以下 4以上8.5 未満の場合 6 以下 5.0YR∼ 5.0YR∼ 6以下 5.0Y 8.5 以上の場合 2 以下 5.0Y 4以上8.5 未満の場合 | 2以下 その他 その他 2 以下 (日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による) ※1 強調色:外壁各面の1/5以下で使用可能とする ※注 自然素材(木材や石材、土など)については、別途協議を行うものとする 色彩 ・アクセント色を使用する場合にあっては、下表の色彩基準に適合するととも に、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行 (アクセ 者の目線に合った節度ある効果的な使い方とし、地域の良好な景観形成に寄 ント色) 与する色彩デザインとする。 色彩基準 区分 ・外壁各面の 12m以下の部分の 1/20 以下で使用可能とする。 面積の ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の 1/5 以下とする。 上限 節度ある ・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう 配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。 使用 使用場所 ・建物中低層部である 12m以下 の部分で用いる。 **※2** ・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。 色数 アクセント色 色相 彩度 彩度の $0.0R\sim5.0Y$ 彩度8以下 上限<sup>※2</sup> 5.0Y~5.0G 彩度6以下 その他の色相 彩度 4 以下 (日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による) ※2 ただし、区が認める場合にはこの限りではない。

に、宿場町らしさが感じられる色彩計画を行う。

・上記のほか地域性を考慮し、商店街としてのにぎわいの演出に努めるととも

区分	景観形成基準
公開	(緑化)
空地	・敷地内は植え込みをつくるなど、できる限り緑化を図るとともに、通りに面
•	する部分や角地、玄関周りの緑化を図り、沿道にうるおいのある街並み景観
外構	の形成に努める。
•	・緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るととも
緑化	に、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。
	(オープンスペース・外構)
	・外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道
	路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 ・入口部分や塀などの外構を和風とするなど、宿場町らしさに配慮した外構と
	・人口叩力や妍なとの外情を相風とするなと、個場町のしさに飢息した外情としなるよう努める。
	なるよう男のる。  ・公開空地等のオープンスペースを設ける場合や敷地内の通りに面する空間
	には、にぎわいある街並みの演出に配慮し、うるおいのある憩いの場となる
	よう、植栽やベンチ等のアメニティ施設の設置等による丁夫を図る。
	(その他)
	・敷地接道部分に塀や垣・柵を設ける場合は、道路境界線からこれらを後退さ
	せたり、地盤面からの高さを低くし敷地内外からの見通しを確保するなど、
	通りへの圧迫感を軽減するよう努める。
駐車場	(駐車場や駐輪場、自動販売機、空調室外機、ごみ置き場などの付属施設)
などの	・駐車場や駐輪場、自動販売機などの建築物に付属する施設や設置物等につい
付属物	ては、公共空間からの見え方に配慮した配置とする。
	・建築物に付属する駐車場(立体駐車場を含む)や自動販売機、ごみ置き場な
	どの設置物が、通りから直接見えにくい構造とする。やむを得ない場合に は、
	は、植樹・植裁の実施、ルーバー・柵の設置、色彩を工夫するなど、通りか ら目立たないように努める。
	(設備等)
	(欧畑寺)  ・屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲から
	の見え方に配慮する。
	・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。
	【周辺の土地利用に配慮した照明】
	・点滅する光源や色の変化など、過度な照明は避けるように努める。
	(照明等)
	・1 階部分に店舗・事務所等を配置する場合は、夜間に暗くならないようライ
	トアップするなど、夜間景観にも配慮した形態・意匠とする。
	・店舗の照明は温かみのある電球色を基本とし、店先に暖色系のあかりを置く
	など、良好な夜間景観の演出に努める。
	(屋外広告物)
	・看板などの屋外広告物は、デザインの統一を図るとともに、周辺の看板など
	の高さ、位置を揃えるなど、まとまりのある街並みの形成に努める。
	・宿場町らしさに配慮し、落ち着いた印象を与えるデザインとする。 ・外壁の色彩との調和に配慮する。
	/ □ 土 ∨ ノ □ 木 ⁄ ℂ ∨ ノ 即 介 H ( C 日 し / 思 り る )。

### ② 開発行為

区分	景観形成基準
土地 利用	<ul> <li>・周辺地域の土地利用に配慮した計画とする。</li> <li>・事業地内の空地と建築物の配置について、周辺地域との連続性に配慮する。</li> <li>・事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合や、区画割りにより不整形な土地が生じる場合には、それらの場所を緑地やオープンスペースとして活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。</li> <li>・電線類については、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。</li> </ul>
造成等	<ul><li>・大幅な地形の改変を避け、擁壁や法面などは最小限にする。</li><li>・擁壁や法面は、自然素材を用いたり、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。</li></ul>
緑化	<ul><li>・既存の樹木等はできる限り保存し、周囲の公園、道路などの公共空間から見えるような配置とする。</li><li>・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺との調和を図ることで、うるおいのある空間を創出する。</li></ul>

#### ③ 土地の造成(墓地や資材置き場、駐車場の造成)

区分	景観形成基準
色彩	・塀や柵などの工作物を設ける場合には、周辺の景観から突出しないように明 度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。
緑化	・敷地外縁部には、緑化を図るなどにより、直接外部から見通せないよう努める。
	・既存の樹木等はできる限り保存し、周囲の公園、道路などの公共空間から見えるような配置とする。
	・敷地内はできる限り緑化を図り、周辺との調和を図ることで、うるおいのある空間を創出する。

#### ④ 堆積(屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積)

#### 景観形成基準

- ・ 屋外における物件の集積又は貯蔵は、公共施設に配慮して配置し、高さを抑えた、整然とした積み上げ方とし、周辺に圧迫感を与えないようにする。
- ・ 堆積物が、周辺の道路、公園などの公共空間から見えないよう、生垣等により、直接 外部から見通せないよう努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。